

# 学校法人関東学院公益通報に関する規程

(2012年2月23日制定)

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人関東学院（以下「学院」という。）及び学院が設置する学校において、法令又は学院の諸規程に違反する行為（以下「法令違反行為」という。）の早期発見とその是正措置並びに公益通報者の保護を図るために必要な事項を定め、もって学院の健全な経営と教育研究体制の維持・発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公益通報とは、学院の業務に関して法令違反行為が生じ又は生じようとしている事実（以下「通報対象事実」という。）を、不正の目的でなく、学院及び行政機関等に通報することをいう。

2 この規程において公益通報者とは、公益通報又は公益通報にかかる相談（以下「通報等」という。）を行う者をいう。

(公益通報者)

第3条 この規程において通報等を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学院の役員及び教職員
- (2) 労働者派遣契約に基づく派遣労働者
- (3) 学院の取引事業者の労働者
- (4) その他学院と雇用関係にある者

(総括)

第4条 通報等に関する業務を総括するために責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、理事長が指名した常務理事をもって充てる。

(通報窓口)

第5条 学院は通報等に応じるため、内部監査室に通報窓口を設置する。

2 前項の他に理事長が指定した弁護士（以下「外部窓口」という。）を通報窓口とすることができる。

(通報等の方法)

第6条 公益通報者は内部監査室に、電子メール、FAX及び書面による通報等を行うことができる。

2 外部窓口には、FAX又は書面（郵送）により通報等を行うことができる。

3 役員及び内部監査室が関係する通報等は、外部窓口のみ受け付ける。

4 匿名による通報等は、原則としてこれを受け付けない。

(禁止事項)

第7条 公益通報者は、不正に利益を得る目的、学院又は第三者に損害を加える目的その他不正の目的をもって通報等を行ってはならない。

(通報等への対応)

第8条 通報窓口は、公益通報者から通報等を受けたときは、速やかに総括責任者に通知しなければならない。

2 外部窓口が、総括責任者に関係する通報等を受けたときは、理事長に通知することとし、以後の業務処理は総括責任者を理事長に読み替えて行うものとする。

3 総括責任者は、通報窓口から通報等を受けたときは、速やかに通報対象事実に関する調査の開始その他通報等に対する対応を決定しなければならない。

4 総括責任者は、通報等の受理を決定したときは、理事長に通報等の内容を報告しなければならない。

5 前項の報告により、理事長が判断した場合は、通報対象事実に関する調査のために調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(研究活動に係る不正行為の取扱い)

第9条 総括責任者は、通報等の内容が、関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程第2条に定める研究活動又は研究費の使用に係る不正行為である場合は、当該通報等を大学学長に回付する。

(委員会の構成)

第10条 委員会は、5名以上の委員をもって構成する。

2 委員は、通報対象事実の内容に応じて理事長が任命する。

- 3 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。
- 4 委員会は、必要に応じて関係教職員等を陪席させることができる。

(調査の実施)

第11条 委員会は、通報対象事実に関する調査のため、調査対象部署に対して関係資料の提出、事実の報告その他調査に必要な行為を求めることができる。

- 2 調査対象部署は、委員会から調査に関する協力要請があった場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。
- 3 委員会は、通報等の内容において高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができる。

(遵守事項)

第12条 委員会は、通報等に関する職務の遂行にあつて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。
- (2) 調査にあつては、公平かつ公正の理念に基づき、事実に基づいた調査報告をしなければならない。
- (3) 職務上知り得た事実を漏洩してはならない。その任を離れた後も同様とする。
- (4) 委員会の委員は自らが関係する通報対象事実の処理に関与してはならない。

(是正措置)

第13条 委員会の委員長は、通報対象事実に関する調査が終了したときは、その結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、法令違反行為が確認された場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(公益通報者の保護)

第14条 学院は、公益通報者に対して、通報等をしたことを理由に本人が不利益を被る取扱いをしてはならない。ただし、公益通報者が不正の目的をもって通報等を行った場合はこの限りではない。

(通知)

第15条 総括責任者は公益通報者に対して、通報等の受理、通報対象事実の有無、通報対象事実が確認された場合の是正措置及び違反行為者の処分等について速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第16条 総括責任者は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発の恐れがないこと
- (2) 是正措置が機能していること
- (3) 公益通報者に対して不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないこと。

(公益通報制度に関する広報)

第17条 総括責任者は、通報等の仕組みや法令遵守の重要性について教職員等に対して周知徹底を図らなければならない。

(委員会の事務)

第18条 委員会の事務の所管は、法人事務局法務部法務課が行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年3月3日に改正し、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年5月16日から改正施行する。